

特定用途制限地域の高さ制限について

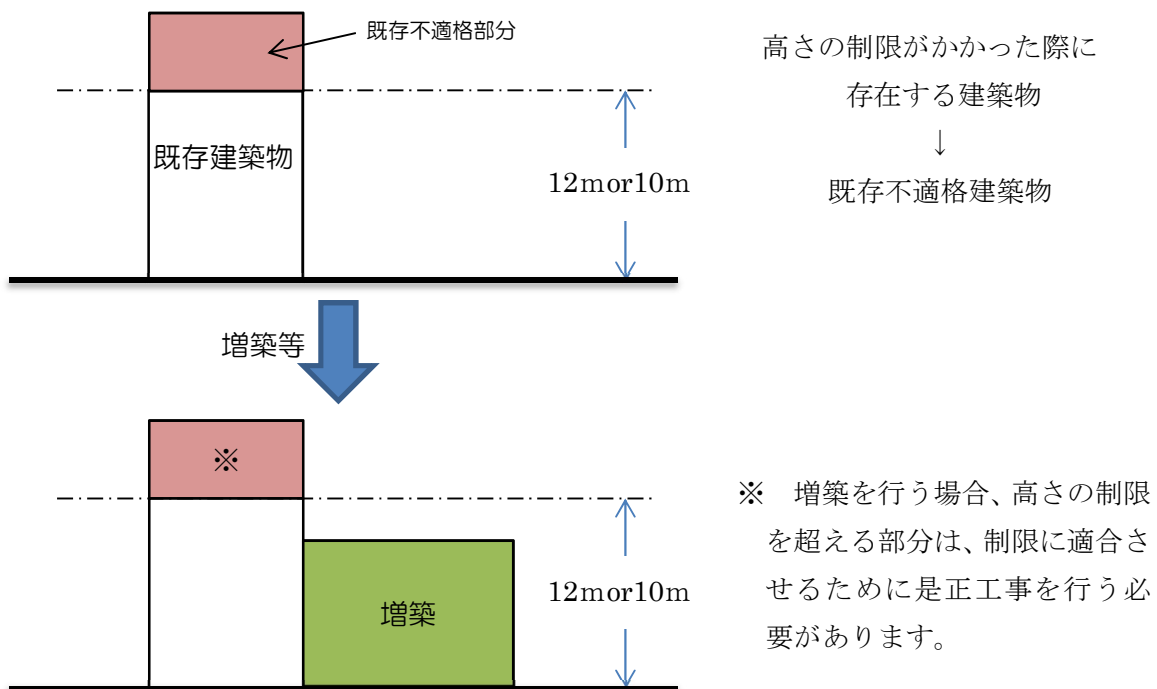
～既存建築物の高さに関する注意点～

平成23年12月1日から、都市計画の見直しにより特定用途制限地域（幹線沿道型、一般・環境保全型）の高さの制限が変更されました。

さらに、令和2年7月27日からは、幹線沿道型が幹線沿道型Ⅰ型及び幹線沿道型Ⅱ型に細分化されました。

見直し前		見直し後	
幹線沿道型	—	幹線沿道Ⅰ型 幹線沿道Ⅱ型	12メートル
一般・環境保全型 (森林部)	10メートル	一般・環境保全型 (平地部・森林部)	10メートル

このため、既存建築物のある敷地に建築物を建てる際には、既存建築物にも高さの規制がかかりますので、注意が必要です。



《許可》既存不適格建築物については、下記用途等により増築等が許可対象となる場合もあります。

【規則で定める用途】

(老人ホーム、病院、集会場、郵便施設、地方公共団体の支所、警察署並びに工場、倉庫及び事務所（高松市企業誘致条例の規定により指定されたものに限る）等）の建築物の増築等

詳しくは建築指導課まで、ご相談ください。